

12月1日(金)～12月7日(木)

TOKYO交通安全安全キャンペーン

年末期における交通事故防止の徹底を図ることを目的として、12月7日まで「TOKYO交通安全安全キャンペーン」が実施されます。

運動の重点

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ▽通り慣れた道路でも、横断歩道を渡るなど交通ルールを守りましょう。青信号でも左右の安全を確認してから横断しましょう。
- ②二輪車の交通事故防止
- ▽二輪車の性能や自己の運転技能を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心がけ、交通事故防止にご協力をお願いします。
- ③子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ▽通り慣れた道路でも、横断歩道を渡るなど交通ルールを守りましょう。青信号でも左右の安全を確認してから横断しましょう。



年末の粗大ごみ処理はお早めに!

年末の粗大ごみ収集は大変混み合います。年内に処理を希望する方は早めの申し込み、持ち込みをお願いします。

自宅回収

申し込み専用電話 23・5805
受付日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時
収集日 月々金曜日
※祝日、12月29日～平成30年1月3日を除く

リサイクルセンターへの個人持ち込み

持ち込みできる日時 月々金曜日、日曜日 午前9時～午後4時

▽高齢運転者は、視力や聴力、反応速度等の身体機能の変化を自覚し、無理をせず、安全運転に努めましょう。

④飲酒運転の根絶

▽飲酒運転は、悪質な犯罪です。「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。

⑤違法駐車対策の推進

▽違法駐車は、渋滞や交通事故を引き起こす原因になります。絶対にやめましょう。

新聞紙・雑誌等の持ち去り防止にご協力を

市では、新聞・雑誌・雑紙などの資源物について、市で指定した収集業者以外での持ち去りをなくすため、GPSを使ったパトロールを行っています。資源物の持ち去りは、条例違反として罰せられます。

不法投棄は犯罪です

粗大ごみ等の不法投棄は、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行い、防止を呼びかける看板等を設置して対策を講じていますが、依然として見逃されず、依然として不法投棄は、犯罪であり法律により処罰されます。正しい手順で排出しましょう。

西多摩子どもからの人権メッセージ・作文発表会

西多摩の8市町村から選ばれた小・中学生が、人権に関するメッセージ・作文を発表します。

日時 12月9日(土) 午後2時から(1時30分開場)
会場 奥多摩文化会館(奥多摩町小丹波82)
定員 先着80人

消費生活講座

食べ残したり、使い切れず捨てられている食品(食品ロス)も、ちよつとした工夫で、おいしく食べることが出来ます!

講師 料理研究家 行長万里氏
定員 先着20人(予約制)
費用 500円(材料代)
持ち物 エプロン、三角巾、タオル(食器用、手拭き用)、筆記用具

冬休み子ども消費者教室

お正月を前に、親子でお金の大切さを考えてみませんか?
講師 金融広報アドバイザー 豊田眞弓氏
定員 先着20人(予約制)
日時 12月26日(火) 午後1時30分～3時30分
会場 市役所2階201・202会議室
対象 小学1～3年生と保護者

受験生チャレンジ支援貸付事業

事業の主な内容 一定の所得以下の世帯の方を対象に、中学3年生・高校3年生またはそれらに準ずる方(中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者)の学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用(家庭教師を除く)や、高校・大学等の受験料の貸し付けを無利子で行います。

貸付範囲 対象となる高等学校等の受験料
※4回(校)分の受験料まで貸し付け可
※1回当たりの受験料は2万3千円まで

貸付資金の内容
▽学習塾等受講料貸付金
対象 中学3年生・高校3年生またはそれらに準ずる方
貸付限度額 20万円
貸付範囲 対象となる学習塾等の費用(29年4月分からの費用が対象)

貸付限度額 2万7千400円
貸付範囲 中学3年生またはそれに準ずる方
※1人の子どもに対して1度限り

いないこと(現在住んでいる場所の土地、建物を除く。不動産所得がある場合は、対象にならない場合あり)
⑤都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと
⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

世帯人数	2人	3人	4人
一般世帯	271万7千円以下	334万3千円以下	386万4千円以下
ひとり親世帯	301万8千円以下	378万8千円以下	441万5千円以下

※世帯人数とは、父母等養育者および18歳未満(就労中の場合は除く)または就学中(浪人生を含む)の子どもの人数を指します。
※賃貸物件にお住まいの場合は、年額上限84万円(月額上限7万円)を限度に、家賃支払額を総収入額から減額できる場合があります。